

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、一九八四年七月の第七一回定期全国大会でこれまで一年間のたたかいを総括した。とりわけ「行政改革」問題で、八三年一〇月に「国民のための行革」を求めて「国民行革会議」を発足させ、また、学者グループによる「一九八〇年代研究会」を設立するなど、臨調答申にもとづく「中曾根行革」に対抗する行動をいっそう具体化したことが注目される。同大会で決定された向こう一年間の方針のうち、「合理化問題」に直接かかわるのは、「労働時間短縮の飛躍的前進」、「雇用保障の闘い」、「マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新と労働組合の主体性」、「労働安全、災害補償の確立」および「臨調行革と対決し、社会改革をめざした国民行革を推進する闘い」である。ここでは紙幅の都合で、以下三点をかかげる。

【労働時間短縮の飛躍的前進(要旨)】

労働時間短縮の基本的課題は、(1)生命と健康を守ること、(2)ゆとりのある豊かな社会・家庭生活の充実をはかること、(3)雇用創出と結合した仕事の分かち合いをめざすこと、(4)新しい時代に対応するための教育・訓練時間の確保、(5)労働基準法改正を含めた国際公正基準を労働時間制度として達成することである。

このため今年度の運動の重点を、(1)全産業労働者の年間総実労働二、〇〇〇時間以内の早期達成、完全週休二日制の促進、三六協定の改善と割増率の引き上げを含めた残業規制、(2)年次有給休暇の拡大・完全取得と計画的集中取得の推進、年間休日増、(3)夜勤・交替制労働の改善、五組三交替制の促進と要員確保、(4)金融機関の完全週休二日制の年内達成、(5)公務員の週休二日制の促進と土曜閉庁、年休改悪阻止におき、各単産はこれらの共通課題に独自要求を加える。

【マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新と労働組合の主体性(要旨)】

今日進行しているME技術革新は、新しい経済・社会・政治の基盤の変革をもたらすという意味において、労働組合が積極的かつ具体的な社会的規制力を発揮しなければならない段階にきている。科学技術を全面的に拒否することは社会の進歩にとって逆行であろうが、しかし技術が無原則に放置することは、人間性の否定につながる。とくに技術の利用を資本家や一部の研究集団・官僚など特定集団(階層)に特権化させてはならない。今こそ技術の利用をめぐる、労働・職場のあり方、産業のあり方、社会生活のあり方に対して具体的な内容を検討し、資本家・政府に対案闘争をいどまなければならない。すでにいくつかの労働組合は新技術協約を結んでいる。その運用と水準の改善が企業間競争の圧力に屈しないためには、産業レベル、一社会レベルの規制基準の作成

が必要である。

【臨調行革と対決し、社会改革をめざした国民行革を推進する闘い(要旨)】

官・民の統一した闘いを地域から巻き起こし、中央への闘いへと盛り上げ、反撃に転ずるため、以下の運動を進める。

(1) 今後さらに、臨調行革路線が具体化されてくる過程では、社会的に孤立し易い層への攻撃が一層強まると予想される。地域住民への負担増、高齢者層などへのしわ寄せは「がまんの哲学」を押しつけつつ、ドラスティックに出てくるとされる。

(2) われわれは、こうした財界主導の臨調行革路線に対決して闘うため、国民行革会議を基軸に、各単産の闘いと連携した運動を展開する。

(3) このため、地域、中央におけるシンポジウムを開催し、広く住民に訴えるなかで闘いを進める。中央のシンポジウムは、一九八〇年代研究会の提起をうけて行う。

(4) 具体的な行動としては、公社制度改編にともなう国民への影響、地方自治体への規制による住民への影響、年金、健保を中心とした福祉の切り捨てなどを整理し、関係各単産とともに対政府要求を行う。同時に、農政や福祉政策などについても関係各単産および諸団体とも相談の上、総評としての政策化をはかり、国民行革会議へ提起する。

地域段階からの闘いは、予算要求行動として具体化し、中央への集約をはかる。

(5) 予算要求行動に際して、いくつかの視点から行政および予算内容を洗い直す必要がある。国民行革会議というやや広いスタンスからの洗い直しのうえに、従前の既得権的発想や地域エゴ、組合エゴに切り込んだものも大胆に提起し、十分な討議を踏まえながら、広く住民に訴えねばならない。一九八〇年代研究会においても、この種の整理と提起を行う。

見直しの視点はいくつか考えられるが、そのひとつは年金・医療など、制度面で中・長期的な視点での見直しが必要であり、応分の公平な負担を考えるべきものがある。また、同種施設を各省毎に同一地域で建設するなどの無駄な補助金制度がある。地域住民にとって最も有効な施設のあり方を考えるべきだが、こうした民主的手続きによって有効性を生み、無駄をなくせるものもある。民主の視点である。税制等、各種負担について公平の原則を確立すべきもの、利権・利益の不当な誘導や談合などをチェックする公平の原則を確立すべきものもある。住民自身の自覚によって自らの負担を軽減できるものもある。ゴミ処理や家庭の雑排水処理・洗剤問題などがそれである。企業責任を明確にし、応分の負担を課すべきものもこの視点の重要なひとつである。こうしたいくつかの視点から洗い直しを行い、総評としても各関係単産と相談の上、広く問題提起を行う。

(以上、総評第七一回定期大会資料)

同盟

同盟は八四年一月の第二〇回定期全国大会で、八四賃闘方針などを決めるとともに、むこう一年間の活動方針を決定した。ここではそうした方針のうち、労働時間短縮闘争と「行政改革」問題についてかかげる。

【労働時間短縮闘争の強化(要旨)】

(1) 労働時間短縮による余暇時間の拡大、労働福祉の充実は、賃上げとともにわれわ

れの労働条件向上のための基本的要求である。さらに、ME革命を中心とする新しい技術革新の導入が急速に進んでいるこんにちの状況のもとにあって、労働時間短縮は、仕事の分かちあいによる雇用機会の拡大という新たな課題を担っている。一方、わが国の労働時間が、他の先進工業諸国にくらべてかなり長いことが、これらの諸国から不公正な競争条件として非難され、貿易摩擦の一因となっている。安定的な貿易の拡大は、わが国経済の中成長を実現するひとつの鍵であり、早期に国際公正労働基準にふさわしい労働時間水準を達成し、不要な摩擦の要因を取り除くことは、労働組合だけでなく政府、経営者も含めた国民的な課題となっている。これに対して、日経連をはじめ経営側は、時短と引き換えに賃金の切り下げを主張しているが、それでは国際的な競争条件の不均衡は、少しも是正されないことになる。わが国は国際的に高い生産性上昇力をもっており、全体としては賃金上昇率を抑制することなく時間短縮を行うことが十分可能であり、また、それなくして、当面する貿易摩擦の要因の一つを解消することはできない。

(2) このため、当面する労働時間短縮の目標を、次のように設定する。

(1)すべての組合が八四・八五年度を目途に、年間総労働時間を二、〇〇〇時間以内に短縮する。

(2)すでに完全週休二日制を実現し、年間所定労働時間を二、〇〇〇時間以内に短縮している組合は、八五～八七年度を目途に、年間総労働時間の一、九〇〇時間以内への短縮をはかる。

(3)この目標を実現するため、各産別、単組は労働時間の実態に応じて、

年間所定労働時間の短縮(週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等)、所定外労働に対する規制強化(恒常的な時間外労働の撤廃、ペナルティとしての割増賃金引き上げ等)、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大、など年間総労働時間を規定する諸要素について、その短縮重点目標、段階目標を設定し、実現に取り組む。

【行政改革の推進(要旨)】

「活力ある福祉社会」の実現のためには、行政効率を高め財政の膨張を回避するための行政改革の強力な推進が不可欠である。われわれは、今後、臨時行政調査会(臨調)の最終答申と国民のニーズとに沿った具体的改革が達成されるよう、積極的に取り組んでいく。

一 政府、自治体に対する要求

(1)五次にわたる臨調答申のすべてについて、政府はいささかも後退することなく、着実に実現すること。(中略)

(2)地方分権の観点から、補助金や許認可など国の関与を排し、地方委譲を大胆に進めること。また、行政全体の効率を高める観点から、国、地方自治体も含めた総合的な行革推進体制を確立すること。

二 国民運動の展開

行革の成否は、当事者任せにせず、国民全体の支持と熱意をいかに高めていくかにかかっている。そのため、

(1)同盟が中核となって行革を国民運動として幅広く展開し、絶え間ない継続的な運動とする。(以下略)(以上、同盟第二〇回定期大会資料)

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
